**柏崎刈羽原子力発電所6号機及び7号機**
**重大事故等対処設備の運転上の制限に係る記載の一部変更について**

## 背　景

- 重大事故等対処設備（以下、「SA設備」という。）は、それぞれの設備の機能や安全上の重要度を踏まえず、全ての設備に対して運転上の制限（以下、「LCO」という。）が設定されている。
- そのため、LCO逸脱の可能性が相対的に高いと考えられるSA設備のうち、機能喪失をした場合でも、他の手段によって要求される機能を担保できる設備について、LCOに係る記載の一部変更を行いたい旨を、原子力エネルギー協議会（ATENA）から原子力規制委員会に提案※1。これに伴い、2026年2月27日に保安規定の変更認可申請書を、2026年10月13日に補正書を提出。
- 今回、 2026年10月13日に提出した補正書に対する原子力規制委員会の見解※2を踏まえ、変更内容を見直したもの。

※1　第22回「主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換会」（2025年10月9日）において提案

※2　使用済燃料貯蔵プール監視カメラにおける「水位計・水温計及び放射線モニタが動作可能である場合は、LCO逸脱とはみなさない。」といった趣旨の規定に対して、別の設備を追加確保する通信連絡設備と違い当該設備がない状態が継続する以上、適用できる条件を限定すべきでは等のご見解

| 対象設備 | 記載の変更内容 |
|---|---|
| ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ | • 「水位計・水温計及び放射線モニタが動作可能である場合は、LCO逸脱とはみなさない。」としていた規定を、当該取扱いをあらかじめ定めた手順により容易に復旧できる場合（予備品への交換等）に限定し、かつLCO逸脱を判断しない期間を制限する趣旨を追記。<br>• 計画的な保全作業による停止時にも上記規定を適用するとしていた条文変更を取りやめ。 |